

公共工事における前金払の限度額の変更について

下請業者や労働者等に対する円滑な支払を促進するため、公共工事における前金払の限度額を次のとおり変更します。

1 対 象

建設工事又は建設工事の調査、測量若しくは設計（以下「建設工事等」という。）に関する請負であって、次に掲げる要件全てに該当するもの。

- ・ 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 5 条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る建設工事等に関する請負。
- ・ 1 件の請負金額が 1,000 万円以上であり、かつ工期が 3 か月以上である建設工事等に関する請負。

2 限 度 額

対 象	限度額	
	新	旧
建設工事の材料費等※の経費	請負金額の 4 割	請負金額の 3 割
建設工事の材料費等※以外の経費	請負金額の 3 割	請負金額の 3 割
建設工事の調査、測量若しくは設計	請負金額の 3 割	請負金額の 3 割

※ 材料費等

材料費、労務費、機械用具の賃貸借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料

3 実 施 時 期

平成 27 年 4 月 1 日から

4 前金払請求先

当該建設工事等の予算担当課

5 関 係 規 則 等

公共工事の前金払に関する規則